

# 役員報酬規程

社会福祉法人横浜鶴声会

## （目的）

第一条 この規程は、社会福祉法人横浜鶴声会の役員報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （適用範囲）

第二条 この規程は、第二条に定める理事、監事について適用する。

## （報酬の定義）

第三条 この規程において、報酬とは継続的に法人業務に従事する役員の労働の対価として法人が支給する。

## （報酬の額）

第四条 理事長、理事及び監事の報酬及び勤務内容に関しては、別紙1のとおりとする。

## （役員等慶弔金）

第五条 役員等慶弔金に関しては、別紙2のとおりとする。

## （改廃）

第六条 この規定の改廃については評議員会にて決定する。

## 付 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年6月23日から施行する。（別紙1第3項理事長兼務について追記）

1. 理事長の報酬額は、¥250,000／月とし、別途交通費を支給する。
2. 理事長の出勤日は、週2日とする。
3. 上記第1項にかかわらず、理事長が職員兼務をする場合、¥100,000／月とする。
4. 主な勤務内容は、法人及び施設運営に関する日常的な業務執行とする。また、法人事業全体の中長期計画の企画立案及び役員研修等への参加とする。
5. 理事及び監事の報酬は 3,000 円/回

付 則

この別紙1は、必要ある場合は評議員会において改定できるものとする。

## 役員等慶弔金

役員等慶弔金に関しては下記のとおりとする。

対 象	金 額
1. 本人	50,000 円
1. 配偶者・子	30,000 円
1. 父母	20,000 円
1. その他生花等	時価